



Washington D.C. Political and Economic Report

ワシントン情報 (2010 / No. 020) 2010年6月4日

三菱東京 UFJ 銀行ワシントン駐在員事務所長

Tomoyuki Oku 奥 智之

+1-202-463-0477, toku@us.mufg.jp

外国企業による中国市場参入への障壁 ～中国製品優先の政府調達制度に欧米日の懸念は募る～

近年、米国企業が中国でビジネスを行うに際し最も懸念しているのが、中国市場参入への障壁である。昨年、中国政府はハイテク製品の政府調達において自国製品を優先する旨の制度を発表。中国は世界貿易機関（WTO）の政府調達協定に参加していないため、国際協定違反にはならないが、850億ドルを超える規模の中国政府調達市場からの締め出しを懸念する欧米日諸国は、中国政府との協議を続けている。

<米国企業は中国市場参入への障壁を最も懸念>

米国政府の対中政策の課題として常に取り上げられるのが人民元の切り上げであるが、実は米国企業が人民元の過小評価よりも問題視しているのが、国内製品を優遇する政府調達政策や知的財産権の侵害などの中国市場参入への障壁である。

在中米国商工会議所が在中米国企業対象に行った「ビジネス環境調査 2010¹」では、在中米国企業は中国政府の法規制運用に一貫性がないことを最も懸念しているという結果が出た。2007年以降、「中間管理職の人材不足」が最大の懸念事項として挙げられていたが、今年は調査を開始してから12年間で初めて「法規制の解釈・運用の一貫性欠如」が1位に躍り出た。

図表1：在中米国企業の懸念事項 Top5

1	法規制運用の一貫性欠如	32%
2	中間管理職の人材不足	28%
3	当局認可取得が困難	24%
4	国家保護主義	23%
5	官僚主義	23%

IT およびハイテク企業のうち、57%が自国製品を優先する中国の政府調達制度によるマイナス影響を懸念していると回答。1/3がすでに損害を受けていると答えた。

一方、今後5年間のビジネス見通しについて楽観的が60%、多少楽観的が31%と大半を占め、悲観的であるのはわずか2%で、中国でビジネスを展開する米国企業は概ね、中国市場に楽観的な展望をもっていることがわかった。

¹ American Chamber of Commerce in China. "Business Climate Survey 2010." April 2, 2010.

www.amchamchina.org/businessclimate2010

Washington D.C. Representative Office



<中国は政府調達で国内製品を優遇する方針>

中国政府は昨年 11 月、ハイテク製品の政府調達において自国製品を優遇する「国産開発製品の政府調達制度 (Indigenous Innovation Policies)」を発表した。コンピューター、ソフトウェア、最新事務機器、通信機器、新エネルギー、省エネルギーの 6 分野の 125 のハイテク製品を対象としている。

中国の政府調達市場は年間 850 億ドルにのぼる。政府調達市場から締め出されることを懸念した欧米日の 34 団体は 12 月 10 日、共同で意見書を中国政府に提出。「中国政府調達市場参入を目指す企業を差別化するものであり、中国政府の公言している政府調達市場の公開促進や、保護貿易主義への反対声明に疑問を投げかけさせる政策である²」と抗議した。2009 年 2 月に成立した米国景気対策法に盛り込まれた「バイアメリカン条項」を中国政府は厳しく批判、「バイチャイニーズ」は行わないと公言していた。

今年 6 月 2 日、中国政府は、中国国内で生産された部品を価格ベースで 50%以上含む製品を「国内製品」と定義し、政府調達において優遇する方針を発表した。当初、中国で保有されるか、中国で開発された知的財産権を保有する、としていた定義からは緩和されたが、実質的な「バイチャイニーズ」政策に外国企業の不満は募る。中国は 2001 年に WTO に加盟しているが、WTO 政府調達協定³には参加していないため、国際協定違反にはならず、欧米日は話し合いで解決するしかない。

中国政府はすでに 2003 年に施行した「政府調達法」により、政府調達において自国製品を優先することを義務付けている。しかし、ハイテク分野においては質の高い外国製品は地方政府などに好まれるため、これまで調達の選択肢に入っていたのが実情である。今回、ハイテク製品の政府調達でも自国製品を優先するよう通達を出した背景には、国内企業が外国企業のために安価な製品製造を行うのではなく、独自の技術やブランドを育成したいという中国政府の長年の思いがある⁴。

<米中戦略対話でも国内製品優遇が主要議題に>

5 月 24、25 日に北京で開催された第 2 回米中戦略・経済対話 (S&ED) で、米国政府は事前に、人民元の切り上げと国産品優遇政策の是正を二大課題として挙げた。S&ED での米国製品への障壁撤廃に関する協議成果は以下の通り。米国政府は長期的に、対中貿易および投資の拡大により、米国企業や米国労働者が恩恵を受けることを期待している。

² 情報通信ネットワーク産業協会 (CIAJ) <http://www.ciaj.or.jp/content/topics/091217.html>

³ 政府機関等による製品の調達に内国民待遇の原則 (他の締約国の製品及び供給者に与える待遇を自国の製品及び供給者に与える待遇と差別しないこと)、及び無差別待遇の原則 (他の締約国の製品及び供給者であって締約国の製品を提供するものに与える待遇をそれ以外の締約国の製品及び供給者に与える待遇と区別しないこと)。

⁴ Reuter. "Q+A: What are China's indigenous innovation policies?" May 24, 2010.

<http://www.reuters.com/article/idUSTRE64N23P20100524>

Washington D.C. Representative Office



- イノベーション政策においては、開発元にかかわらず最良の技術を追求するよう奨励
 - 米中両政府はイノベーション政策において、無差別、知的財産の保護、市場競争、技術移転における政府の不干渉などの原則を遵守する。
 - 米中の各省庁はイノベーションにおける二国間協議を行い、協議結果を対策の策定と実行に取り入れる。
 - 米国は、中国が政府調達に際して認定する製品の条件を緩和したことを評価。
- 中国の政府調達において米国製品およびサービスを自国製品と同等に扱う
 - 中国は 2010 年 7 月までに WTO の政府調達協定の加盟申請書を提出することに合意。
- 対中外国直接投資への障壁削減
 - 2009 年 7 月に開催された第 1 回 S&ED での合意に従い、中国は中央政府の認可を必要とする外国直接投資の限度額を 3 倍に拡大した。さらに、中国はサービス、ハイテク製品、高級品、省エネ製品の分野での外国投資に対する障壁を削減することに合意。外国投資の審査を加速させ、審査対象の範囲を縮小することにも合意した。

今回の S&ED では、米国が中国に対し市場開放や知的財産の保護を求める一方で、中国は米国にハイテク製品の対中輸出規制の緩和および対米外国直接投資規制の透明化を訴えた。

「中国政府による国内製品の優遇は、グローバル金融危機の影響から国内産業を立ち直らせたゆえの保護主義とも取れる一方で、経済大国としての自信の現れでもある」と専門家は述べる。米中対話においても、これまでは米国側が一方的に中国側へ人民元切り上げや知的財産権の保護の必要性を説いていたのに対し、金融危機が起こった 2008 年以降の米中対話では、中国側が米国のマクロ経済の姿や金融規制を改革するよう求める姿勢が目立つ。

<先進国間の協力が有効>

中国が当初、中国で開発し知的財産権を得た製品を政府調達で優先するとの方針を公表した背景には、外国企業に中国での特許登録を促し、これを中国に移転させ“中国の技術”化する野心が本音との見方もあった。低賃金ではなく技術や知的財産権がグローバル競争勝利の鍵を握ることは、中国も分かっているから、様々な手を打ってくる。

欧米日の対中交渉により、米中戦略経済対話をダメ押しにして、この定義は緩和されたが、政府調達での自国製品優先の思想は変わっていない。今や大国意識を持つ中国とは、日米欧は協調して交渉する必要があるだろう。米国企業の利害や競争力を常に踏まえる米政権のように、我が国の菅直人新政権が、日本企業や日本経済のためにどのような具体策を打っていくのかも注目していきたい。

(担当：龍野裕香)

(e-mail address : ytatsuno@us.mufg.jp)

以下の当行ホームページで過去20件のレポートがご覧になれます。



<https://reports.us.bk.mufg.jp/portal/site/menuitem.a896743d8f3a013a2afaace493ca16a0/>

本レポートは信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。意見、判断の記述は現時点における当駐在員事務所長の見解に基づくものです。本レポートの提供する情報の利用に関しては、利用者の責任においてご判断願います。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は、出所をご明記ください。

本レポートのE-mailによる直接の配信ご希望の場合は、当駐在員事務所長、あるいは担当者にご連絡ください。